立川基地跡地関連地区地区計画【抜粋】

建 築 地 物 区 等 整 に 備 関 す 計 画 る 事 項

建築物等の形態又

は色彩その他の意

匠の制限

- 1. 建築物等の形態・意匠については、立川市景観計画の定めるところによる。
- 2. 建築物等の外壁面の色彩(色相、明度及び彩度の色彩に関する表示については、日本工業規格 Z8721 に定められたものとする。以下同じ。)は、外壁各面の 5 分の 4 以上の面積は、(1)、(2)及び(3)に掲げる色彩の中から、外壁各面の 5 分の 1 以下の面積を、(4)、(5)及び(6)に掲げる色彩の中から使用する。ただし、当該外壁各面の 5 分の 1 以下の面積のうち 4 分の 1 (外壁各面での比率では 20 分の 1)以下の面積については、(1)から(6)までに掲げる色彩以外の色彩の中から使用することができる。
- (1) 色相が OR(赤)から 4.9YR(黄赤)において、明度 4 以上 8.5 未満の場合、彩度 4 以下、明度 8.5 以上の場合、彩度 1.5 以下の色彩
- (2) 色相が5YR(黄赤)から5Y(黄)において、明度4以上8.5 未満の場合、彩度6以下、明度8.5以上の場合、彩度2以下の色彩
- (3)(1)、(2)に規定する色相以外の色相において、明度4以上8.5未満の場合、彩度2以下、明度8.5以上の場合、彩度1以下の色彩
- (4) 色相が OR(赤)から 4.9YR(黄赤)の場合、彩度 4 以下の色彩
- (5) 色相が 5YR(黄赤)から 5Y(黄)の場合、彩度 6以下の色彩
- (6) (4)、(5)に規定する色相以外の色相の場合、彩度2以下の色彩
- 3. 前項ただし書の規定にかかわらず、A地区における建築物等の外壁で立 3・2・13 南通り線(立8・1・1 都市軸線以西に限る)、立3・2・31 東大通り線(立3・2・13 南通り線以北に限る)、立8・1・1 都市軸線及びたちかわ中央公園に面する部分に使用する色彩については、立川市景観条例(平成23年12月22日条例第25号)に規定する景観審議会の意見を聴取した上で、当該建築物等の外壁各面の5分の1の面積まで前項の(1)から(6)までに掲げる色彩以外の色彩の中から使用することができる。
- 4. 壁面の位置と道路境界線までの区域に、門、かき、さく、広告物、看板等及び照明施設等の工作物を設置する場合は、視線や空間としての開放性や連続性に配慮し、特に広告物・看板等については、位置や規模など良好な景観形成に寄与し景観を損ねないものとする。